

平成18年11月1日から 住民基本台帳の閲覧が制限されます

住民基本台帳の閲覧制度については、個人情報の保護に対する意識の高まりや、犯罪の未然防止の観点から、見直しを求める意見が寄せられていました。

これらのことから、個人情報保護と偽りその他不正手段による閲覧に対する罰則を強化するための法律が改正されました。これまで何人でも請求することができた住民基本台帳の閲覧が、国または地方公共団体の機関が事務を行う上で必要な場合、統計調査、世論調査、学術研究等、公益性が高いと認められるものと限定されました。

この取り扱いは全国一斉に、11月1日(水)から実施されます。

詳しいことは、お問い合わせください。

問い合わせ

町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373内線244、245
歌津総合支所 住民生活課 住民係 ☎36-3924

国民健康保険の任意給付（出産育児一時金と葬祭費）の支給額が変わります

国民健康保険の任意給付として行っている出産育児一時金と葬祭費の支給額が、次のとおり改正されました。

少子化対策の観点や最近の分娩料の状況を踏まえ、出産育児一時金の支給額が、平成18年10月1日以後の出産に係る分から、現在の30万円が35万円に引き上げられます。

また、任意給付の重点化の観点と社会保険加入者との均衡を保つために、葬祭費の支給額は、平成19年4月1日以後の死亡に係る分から、現在の10万円が5万円に引き下げられます。

詳しいことは、お問い合わせください。

問い合わせ 町民税務課 医療給付係
☎46-1373 内線241

困りごとはありませんか？ ～秋の行政相談週間～

10月16日(月)から22日(日)までの1週間は「秋の行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県、市町村)や独立行政法人(国立病院機構、国立大学法人など)、特殊法人(郵便局、NTT、高速道路株式会社など)の仕事に関して、困っていることや要望したいことについて相談に応じ、その解決の促進を図るものです。

町では、次のとおり相談所を開設しています。

定例相談

◇日時 毎月第1・3木曜日

◇場所 志津川保健センター ☎46-5113

※10月の相談日は24ページをご覧ください。
※生活相談、人権相談と合同で相談所を開設しています。

※日程を変更する場合があります。

南三陸町を担当する行政相談委員は、小坂曾代子委員と高橋才二郎委員です。

問い合わせ 総務課 総務法令係 ☎46-1370
歌津総合支所 総務管理課 ☎36-3922

平成18年 事業所・企業統計調査

10月1日(日)は平成18年事業所・企業統計調査の日

すべての事業所や企業が対象です



記入内容は守られます

調査票を配布・回収する調査員には法律により記入内容についての守秘義務があります。

また、調査内容は統計以外の目的には決して使用しません。

安心して調査にご協力願います。

総務省統計局・宮城県・南三陸町